平成２４年（フ）第１１５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目103番地古屋ビル403号
債務者　島田　充美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄７丁目25番地２白川ハイツ105号
債務者　松山　直子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４７号
仙台市太白区青山２丁目１番47号
債務者　任　　富赫
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４８号
仙台市太白区青山２丁目１番47号
債務者　豊川春子こと　夫　　春子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
仙台市泉区黒松２丁目26番３―33号
債務者　大沼　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
宮城県塩竈市今宮町11番６号
債務者　坂本　　登
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目８番17号　モアクレスト鷺ケ森105
債務者　大友　一昭
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目８番17号　モアクレスト鷺ケ森105
債務者　大友真由美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
秋田県由利本荘市東由利舘合字山本35番地
債務者　髙橋麻衣子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２号
山形県最上郡最上町大字向町133番地の10
債務者　庄司清美こと　李　　信淑
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第６５４号
茨城県笠間市平町1800番地13
債務者　小船　和彦
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５５号
茨城県笠間市平町1800番地13
債務者　小船　夏子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０２号
富山県高岡市鐘紡町７番55―101号　アカシアハイツ
債務者　種　　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１５８７号
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字長山61番地、申立時の住所京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字長山76番地
債務者　青山　尚美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１４号
京都府城陽市長池北裏103番地の42
債務者　竹田美代子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３８号
京都市西京区山田大吉見町16番地２　ベルジュール小嶋503号
債務者　新塘　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４５号
京都市伏見区深草新門丈町101番地　城南マンション201号室
債務者　久保田亜由美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係